

議案第 76 号

議決第     号

始良市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の件

始良市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正したい。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 6 年11月28日 提出

始良市長     湯元 敏浩

始良市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

始良市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成22年始良市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(9) 緊急消防援助隊出動手当

第11条を第12条とし、同条の前に次の1条を加える。

（緊急消防援助隊出動手当）

第11条 緊急消防援助隊出動手当は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第45条第1項に規定する緊急消防援助隊として、災害が発生した市町村に出動し、同法第44条第1項に規定する消防の応援又は支援（以下「消防の応援等」という。）に従事したときに支給する。

2 前項に規定する手当の額は、消防の応援等に従事した日1日につき3,000円とする。

3 緊急消防援助隊出動手当を支給するときは、他の特殊勤務手当は支給しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。